

PFI 法に基づく民間提案制度について

1 法律の規定について

民間提案制度は、PFI 法に基づき、公共施設管理者に PFI 事業実施方針案の策定を提案するもので、公共施設管理者は、提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を通知しなければならない。

＜民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI 法)＞（平成十一年法律第百十七号）（抜粋）
（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。（一部省略）

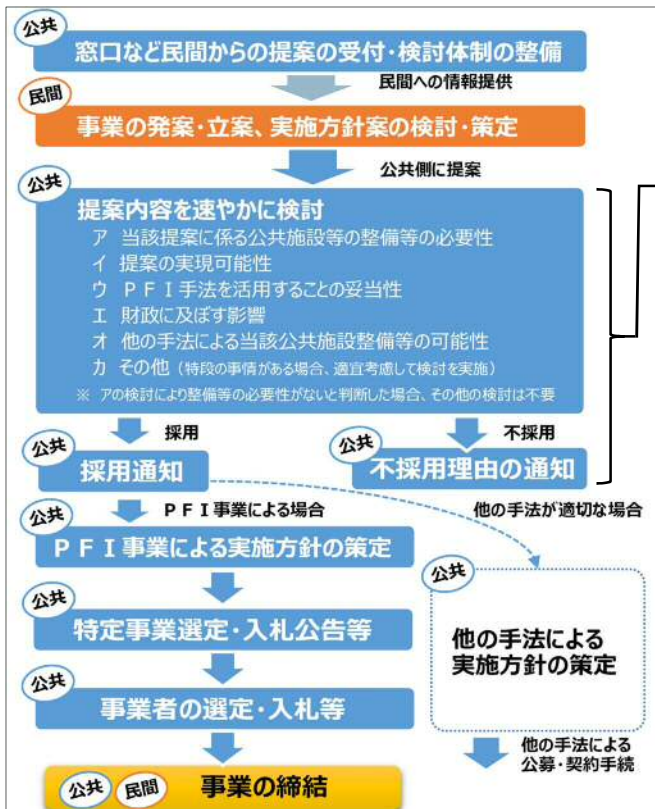
2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

2 民間提案の流れと対応状況について

東急株式会社の民間提案について、本市は、民間提案審査部会による審査を実施し、審査講評の提出を受けた。今後、本市の対応方針(案)を策定し、パブリックコメントを実施した上で、検討結果の通知を行う。

この検討結果の通知については、下記の図に示すとおり、採用・不採用を通知することが一般的である。こうした中で、今回の民間提案は、複数施設の再編、多数のステークホルダーの関与など、高度な政策判断や市民との理解の醸成が不可欠な提案であり、提案内容を開示できない状況下で多数のステークホルダー等の調整ができないことから、審査講評において、提案の採用の可否のいずれかに結論づけることは難しいとされた。結果通知のあり方については、現在、国に確認しながら検討を行っている。

＜一般的な民間提案制度の流れ＞



＜本市の対応予定＞

